

**NPO 等と連携したこどもの居場所づくり支援モデルに係る
宝塚市メタバース活用居場所事業**

調達仕様書



令和 8 年（2026 年）6 月

宝塚市教育委員会

1 はじめに

本書は、宝塚市に在住する不登校児童生徒等を対象として実施する、NPO 等と連携したこどもの居場所づくり支援モデルに係る宝塚市メタバース活用居場所事業の仕様を示すものである。

2 業務の内容

(1) 業務名

宝塚市メタバース活用居場所事業 業務委託

(2) 実施期間

「宝塚市メタバース活用居場所事業に係る 提案募集要項」のスケジュールに記載

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 実施回数

月1回から2回程度（年間最大18回を想定）。具体的な実施日・回数は本市と協議のうえ確定する。

3 本市の現状と課題

(1) 国の動向

国においては、不登校対策を「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた重点課題として位置づけ、令和5年3月に「COCOLOプラン」が策定された。

(2) 本市の不登校児童生徒の現状

本市においても、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和6年度末時点で540名を超える状況にある。これは前年度比でも増加しており、本市の教育施策上の重要課題となっている。

(3) 本市の不登校児童生徒への支援体制

本市では、教育支援課において、不登校児童生徒への対面型支援として、以下の教育支援センターを設置・運営している。

- ・「CoCo たからづか」（小中学生対象、週4日・対面）
- ・「Pa1 たからづか」（小中学生対象、週5日・対面）

また、義務教育を終えた後の支援についても、社会的自立に向けた切れ目のない支援を確保するため、若者向けグループカウンセリング「ルート Pa1」（週2日・対面）を実施している。

(4) 既存支援の限界と新たな課題

しかしながら、これらの対面型支援に通うこと自体が困難な不登校児童生徒も一定数存在している。また、他の関係機関にも通室困難であり、その対人不安や外出困難により、家庭から外への一歩が踏み出せない状態にある児童生徒には、対面型の教育支援センターに到達する前段階での支援が必要である。

また、このような児童生徒への支援が遅れると、義務教育期間中に社会との接点を回復できないまま卒業を迎え、その後の社会的孤立が長期化するリスクがある。

(5) 解決策としてのメタバース活用

以上の課題に対し、自宅からアバターで参加できるメタバース空間の活用が有効と考えられる。メタバースは、対人不安の高い児童生徒でも心理的ハードルを下げ参加できる「ゼロハードルの居場所」として機能し、対面型の教育支援センターへの段階的な参加につなぐ橋渡しとなりうる。

また、本市が「ルート Pa1」を通じて義務教育後の支援にも取り組んでいる強みを活かし、メタバースを介して義務教育期間中から卒業後まで継続的に支援を提供できる体制を構築する。

(6) 財源

本事業は、こども家庭庁「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」の採択を受けており、補助率 10/10（補助上限 500 万円）の国庫補助事業として実施するものである。市の財政負担を抑えつつ、不登校児童生徒への新たな支援体制の構築を図ることができる。

(7) 議会等からの要望

議会からも、不登校児童生徒を支援する一案として、メタバースの活用についての要望があったところである。

4 基本的な考え方

本市では、メタバース活用居場所事業を実施するにあたり、前述の課題解決を図るため、以下の事項を基本として取り組んでいく。

(1) 対面型教育支援センターへの橋渡しとなる参加しやすい居場所の提供

カメラオフ・アバター参加を可能とすることで、対人不安の強い不登校児童生徒が無理なく参加できる心理的負担を軽減した居場所を提供する。これにより、最終的に対面型の教育支援センター（CoCo たからづか・Pa1 たからづか）への参加につなぐ段階的支援を実現する。

(2) 段階的な社会参加の支援

メタバース空間（自宅参加）から対面型教育支援センターへつなぎ、さらに社会参加体験へと発展させることで不登校児童生徒の状態に応じた段階的な支援を可能とする支援モデルを構築する。

(3) 義務教育卒業後の支援への切れ目ない接続

義務教育期間中の支援にとどまらず、卒業後に若者向け支援に接続することで、不登校児童生徒の社会的自立に向けた継続的支援を実現する。

(4) 心理士・指導主事等による専門的支援

市が配置する心理士（公認心理師・臨床心理士等）及び指導主事等による個別アセスメント・相談対応・保護者連絡・関係機関連携と連動して運用する。

(5) 児童生徒の個人情報の厳格な保護

不登校児童生徒という配慮を要する個人情報を取り扱う事業であることを踏まえ、最高水準の情報セキュリティ及びプライバシー保護を確保する。

(6) 実証実験への活用

本事業は、令和8年度における実証実験として実施するものであり、メタバースを活用した不登校児童生徒等への支援の効果と課題を検証する。成果指標としては、登録者数、実参加者数、継続参加率、平均滞在時間、相談件数、トラブル件数、参加者・保護者アンケート等である。受託者は、事業の実施状況・成果について、本市の検証に資する形での報告を行うこと。

5 本業務の対象者

市内在住の不登校児童生徒等（小学校第1学年から18歳まで）

（参考）想定する利用規模

区分	規模	備考
市内不登校児童生徒数	小中 540 名以上 兵庫県立高等学校生徒 1887 人※	令和6年度末時点
登録想定アカウント数	最大 150 アカウント	年度内累積（90 日以上の不登校数）
1 回あたり想定参加者数	10 名～30 名程度	変動あり

出典：文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

6 本業務の基本要件**(1) 運用の考え方****ア 不登校児童生徒（参加者）の利用**

自宅等から、本市が交付するアカウント等によりログインし、メタバース空間に参

加することを想定する。アバター参加、カメラオフ参加等、対人不安の強い不登校児童生徒に配慮した運用が可能であること。

イ 市職員（指導主事・心理士等）による運用

市が配置する指導主事及び心理士等が、当該空間内で不登校児童生徒への声かけ・相談対応を行うことを想定する。市職員用の管理機能（権限管理、入退室の管理、個別の相談ブースへの誘導等）を提供すること。

(2) システム要件、機能要件およびセキュリティ要件

詳細な要件については、様式9「業務要件兼回答書」を確認し、回答すること。

ア メタバース空間に関する要件

- (ア) アバターによる参加機能（カスタマイズ可能であること）。
- (イ) カメラオフ参加・音声オフ参加が可能であること。
- (ウ) テキストチャット、音声会話、空間音声等によるコミュニケーション手段を備えること。
- (エ) 全体の集合スペースに加え、個別の相談・対話が可能なプライベートスペース（個別ブース）を設置できること。
- (オ) 学習コンテンツ・教材・作品等を空間内で表示・共有できる機能を備えること。
- (カ) 学習・体験活動に資するコンテンツを表示・共有できること。
- (キ) 作品掲示・共有等が可能なプラットフォーム機能を備えること、又は同等の機能を提供できること。
- (ク) クイズ大会・宝探しゲーム等のイベント企画に対応できること。

イ 運営・管理機能

- (ア) 参加者の入退室管理、権限管理、個別誘導等の機能を備えること。
- (イ) 不適切な発言・行動の検知及び対応の仕組みを備えること。
- (ウ) 外部第三者の不正な侵入を防止する仕組みを備えること。
- (エ) 参加状況・利用状況等のログ・データを取得できること。
- (オ) レイアウト・掲示物の変更等、運用上の改修ニーズに柔軟に対応できること。

ウ セキュリティ要件

- (ア) 受託者は、ISO/IEC27001 認証を取得していること。
- (イ) 通信は暗号化（SSL/TLS 等）すること。
- (ウ) データの保管場所は、日本国内とすること。

- (エ) アクセスログを取得し、改ざん防止措置を講ずること。
- (オ) 個人情報の保護に関する法律、宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例、宝塚市教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則、宝塚市情報セキュリティポリシー及びその他関係法令等を遵守すること。
- (カ) 児童生徒及び保護者の個人情報については、本業務の目的以外に使用しないこと。

(3) 導入に関する要件

ア メタバース空間の初期設定

メタバース空間の利用にあたり必要な設定（レイアウトの構築、掲示物の配置、権限管理の設定等）を、本市と協議のうえ実施すること。

イ アカウント作成について

(ア) 本市と協議の上、本事業に参加する不登校児童生徒及び市職員のアカウントを作成すること。

(イ) 作成したアカウント情報、ログイン方法等を記載したもの（参加者配布用紙面及び管理者用データ）を本市に提供すること。様式については、別途本市と協議すること。

ウ 接続環境

一般的なPC・タブレット端末（GIGA スクール端末を含む）及び家庭用インターネット回線で支障なく動作すること。特殊な機器（VR ゴーグル等）の所持を前提としないこと。

(4) 運用支援に関する要件

ア ヘルプデスク

- (ア) 本市（教育支援課）からの本サービスに関する問い合わせ対応を実施すること。
- (イ) 問い合わせは電話、FAX、電子メール等のいずれかの方法で可能であること。
- (ウ) 受付時間は、原則として祝祭日及び12月29日から12月31日、1月1日から1月4日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。
- (エ) 実施回当日は、市職員が即時対応できるサポート体制を整えること。

イ 研修

研修については、内容及び実施時期等について本市と協議の上、次のとおり実施すること。

- (ア) 市職員（指導主事・心理士等）に対する操作研修・運用研修
- (イ) 導入年度のフォローアップ研修

ウ 運営支援

- (ア) 実施回当日における運営スタッフの配置・進行支援を行うこと。
- (イ) 参加者からのトラブル・不具合に対する対応を行うこと。
- (ウ) 運用上の改善要望等に応じた空間の調整を実施すること。

エ 報告

実施回ごとの利用状況（参加者数、滞在時間、利用機能、トラブル対応状況等）について、所定の様式により本市に報告すること。

オ その他

本業務に係る運用について、本市の事業効果を高める支援サービスがあれば提案すること。その際サービス内容については、具体的な方法、手順等を記載すること。

(5) 広報・周知に関する要件

ア 広報物の作成支援

受託者は、本事業に係る以下の広報物の作成支援を行うこと。

- (ア) 市ホームページ掲載用の事業案内（テキスト・画像素材）
- (イ) 保護者向け案内チラシのデザインデータ（A4・1枚）
- (ウ) 参加者募集用の案内素材

イ 実証実験である旨の明示

アに掲げる広報物には、本事業が令和8年度における実証実験である旨を明示するものとする。

ウ 事前承認

広報物のレイアウト・内容については、本市の事前承認を得ること。

7 その他

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、本業務に係る契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、またはその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 著作権

本業務の履行過程で本業務のため新たに生じた著作物に係る著作権は、本市及び受託者の共有のものとする。ただし、パッケージングソフトウェア等既存の著作物に係る著作権は除く。

(3) 契約不適合責任

本業務の納品完了後、契約の内容に適合しないものが発見された場合には、受託者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合において受託者の責任は、本業務の納品完了日から12ヶ月以内に請求があった場合に限る。

(4) 守秘事項等

本業務の履行にあたって本市より提供する各種情報や知り得た秘密については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを第三者に漏らしてはならない。なお、本規定は、この契約が終了し、または解除された後においても、また同様とする。

特に、本業務において取り扱う要配慮個人情報に該当し得る情報や、配慮を要する個人情報を含む可能性があるため厳格に管理すること。

(5) 調査等

本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

(6) 提案に要する経費

本プロポーザルの提案に要する経費は、全て受託者の負担とする。

(7) 協議事項

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。